

## 別紙

### 愛知県陶磁美術館レストラン等概要

#### 1 営業日

開館日（※）のうち、愛知県陶磁美術館と協議して定めた日（レストラン等運営企画書で提案すること。）（令和8年度以降は、休館日を変更する場合があります。）

- ※ 開館日とは以下の休館日を除いた日とする。
  - 毎週月曜日（ただし休日の場合は開館し、直後の平日を休館とする。）
  - 12月28日から1月4日まで
  - その他、愛知県陶磁美術館長が臨時に定める日

#### 2 営業時間

午前9時30分から午後5時の間で愛知県陶磁美術館と協議して定めた時間（レストラン等運営企画書で提案すること。）

#### 3 営業場所

本館1階

客席等 250.29 m<sup>2</sup>

厨房等 105.24 m<sup>2</sup>

計 355.53 m<sup>2</sup>

※客席部分は、共用スペースとするため使用料の対象外とする予定です。ただし、カウンター等の営業スペースとして使用する場合は、この限りではありません。

※使用面積は、愛知県陶磁美術館と協議の上変更することができます。

#### 4 業務内容

○飲食物を提供すること。

○形式は自由（弁当、ビュッフェ等）。和洋中等ジャンルを問わない。

（例：パン・サンドウィッチ等の軽食、デザート類、ドリンク類、アルコール類 等）

○品目、販売価格については、愛知県陶磁美術館と協議すること。

○展示スペースに影響を及ぼす程の煙・匂いが発生するものは不可とする。

#### 5 備付設備等

備付の設備（以下の物品について無料貸出可）は現状のままの引渡しとし、以後の修繕等は事業者が行うこと。なお、新設される場合は、事業者において準備すること。

- <無料貸出可能物品>
  - 食事用机（フランスベッド） 約15台
  - 椅子（カリモク） 約70脚
  - ほか各種調理設備あり

## 6 営業条件

- 店名の名付け可。
- 愛知県陶磁美術館が企画する催し等に積極的に協力すること。
- 愛知県陶磁美術館が実施する設備関係の保守点検作業等に協力すること。
- 商品・金銭等、営業に係る維持管理は、独自の防犯体制を確立し、事業者の責任において対応すること。
- 利用者及び営業に係る各種データの収集・分析を行い、求めに応じ愛知県陶磁美術館に提供すること。
- 退去にあたっては、営業に必要な情報を後継事業者及び愛知県陶磁美術館に引き継ぐこと。
- 「5 備付設備等」を含め、備品、調理器具、食器及びその他消耗品等、営業に係る経費等の費用はすべて事業者の負担とすること。
- ゴミ等の廃棄物処理については、事業者が行うこと。
- 保健所への届出を始めとした営業に必要な各種法令に基づく許認可等は、事業者が取得すること。
- 具体的なメニュー・取扱商品、サービス内容及び広報物等については、事前に愛知県陶磁美術館と協議すること。
- 改装及び原状回復にかかる経費は事業者負担とする。なお、改装工事内容等については、事前に愛知県陶磁美術館と協議すること。
- 建物内禁煙を遵守すること。

## 7 その他

- 陶磁美術館とのコラボ商品の提供等、美術館の企画に合わせたサービスの提供・グッズ販売を行うことも可能とする。
- イベント等の独自企画を行う場合は陶磁美術館との協議の上、決定する。
- 陶磁美術館の理念や活動方針にそぐわないサービス等については、美術館として承認できない場合がある。
- 使用料金実績については、別添資料2「公募に係る情報一覧」を参照すること。
- 看板等の新規設置も可能。使用許可場所の追加についても陶磁美術館との協議の上、決定する。ただし、別途使用料が発生する。
- レストラン等の運営により生じた災害等に関しては、事業者の責任により対処する。